

事業実績報告作成システムの置き場所

https://www.mlit.go.jp/appli/kanbo01_hy_000068.html

①国土交通省トップページを開く。

The screenshot shows the MLIT homepage with various sections including 'トピックス 国土交通省の活動', '重要なお知らせ', 'プレスリリース', '政策情報', and '採用情報'. A red arrow points to the '土地・不動産・建設業' link in the bottom navigation bar.

②「土地・不動産・建設業」をクリック

②「土地・不動産・建設業」のページが開く。

The screenshot shows the MLIT page for 'Land, Real Estate, and Construction'. The 'お知らせ' (Notice) section contains several items, with a red arrow pointing to the link: '不動産鑑定業者の事業実績（事業実績報告書の作成）'.

③「不動産鑑定業者の事業実績（事業実績報告書の作成）」をクリック

③「地価・不動産鑑定」のページが開く。

地価・不動産鑑定

土地・不動産・建設業トップ > 土地・不動産 > 建設業 > 国際展開

ホーム > 政策・仕事 > 土地・不動産・建設業 > 地価・不動産鑑定 > 不動産鑑定業者の事業実績

不動産鑑定業者の事業実績

不動産鑑定業を営むためには、不動産鑑定業者として登録を受ける必要があります。また、不動産鑑定業者は毎年1回、事業実績などを報告する義務があります。
[\(事業実績報告書作成については、こちらをクリックしてください。\)](#)

■事業実績集計結果

不動産鑑定業者の過去5年間の事業実績などを全国的に集計したものです。

- 依頼目的別等集計(平成30年) →PDF →Excel
- 都道府県別等集計(平成30年) →PDF →Excel
- 依頼目的別等集計(令和元年) →PDF →Excel
- 都道府県別等集計(令和元年) →PDF →Excel

④「(事業実績報告書作成については、こちらをクリックしてください。)」をクリック

④「手続一覧」のページが開く。

手続一覧

ホーム > 不動産の鑑定評価に関する法律

不動産の鑑定評価に関する法律

<不動産鑑定士試験>

- 申込
- 合格証明書の発行

<不動産鑑定士・不動産鑑定士補>

不動産の鑑定評価に関する法律(旧法28号法律第152号)に定められている不動産鑑定士の登録申請等に関する事項に係る都道府県知事事務について、審査の円滑化による申請書等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減のため、地価の公正性及び公益性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)により廃止となります。つきましては、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補の登録等を受けようとする場合は、令和2年9月10日以後、登録、変更の申請、死亡等の届出及び登録の取消の申請等に係る書類について、登録申請書の住所地在番欄に添付する地方官公署への連絡、郵送又は持ち込みにより、書類を提出してください。

男女別別業種別等集計に基づき、旧法の運用使用の拡大等が定められていることと相俟み、不動産鑑定士等についても旧法を使用する際の取扱いについて「不動産鑑定士における旧法使用の取扱い要領」を定めましたので、令和3年1月1日から旧法の使用が可能となります。

- 業務要領はこちらになります。
- 申請書式はこちらになります。

- 不動産鑑定士の登録
- 不動産鑑定士補の登録
- 変更の登録
- 死亡等の届出
- 登録の取消
- 登録の証明

<不動産鑑定業者(国土交通大臣登録)>

- 登録等手続Q&A
- 登録
- 更新の登録
- 登録の抹消
- 変更の登録
- 掲載の届出
- 登録の証明
- 法令等の様式(都道府県知事事務用)

<事業実績等の報告>

- 不動産の鑑定評価に関する法律第26条及び不動産の鑑定評価に関する法律施行規則第16条に基づき、不動産鑑定業者の方におかれましては、令和4年1月1日現在で、令和3年1月1日から12月31日までの事業実績の報告について、令和4年1月31日まで提出することとなっておりますので、よろしくお願いたします。

本年のシステムは、昨年度使用したシステムの年次変更を行うことにより、引き続き使用することが可能です。なお、最新の Office と Windows の更新プログラムを適用してください。また、ダウンロードしたプログラムは必ず新しいフォルダを作成し、そこに保存して作業を行ってください。

- 事業実績報告書Q&A
- 国土交通大臣登録業者用
- 都道府県知事登録業者用
- 事業実績報告書作成システム(不動産鑑定業者さまへのお知らせ)

⑤<事業実績等の報告>で、大臣登録業者及び都道府県知事登録業者で2事務所以上の業者は「1. 国土交通大臣登録業者用」を、都道府県知事登録業者で1事務所業者は「2. 都道府県知事登録業者用」をクリック

⑤都道府県知事業者のページが開く(「2. 都道府県知事登録業者用」をクリックした場合)。

事業実績等の報告

ホーム > 2. 都道府県知事登録業者

2. 都道府県知事登録業者

・案内情報については、登録を受けた次の都道府県窓口にご確認ください。
・担当窓口については、[こちら](#)(PDF形式)をご覧ください。

◀事前準備▶

- 動作環境(推奨環境)
- 作成要領(1事務所用)(PDF形式)をご覧ください。
- マクロ機能を有効にしてください。 設定方法 [\(Excel2016\)](#) [\(2019\)](#)

◀報告作成システム(1事務所用)のダウンロード▶

本年のシステムは、昨年度使用したシステムの年次変更を行うことにより、引き続き使用することが可能です。
また、最新の Office と Windows の更新プログラムを適用してください。
なお、Windows 8.1は 2023年1月10日にサポートが終了します。

・作業中、ダウンロードした各種ファイルに支障等が生じた場合、または新たに次の各種ファイルを新たにダウンロードしてください。
(2以上事務所を有する都道府県知事登録業者は、国土交通大臣登録業者用の報告作成システム(2以上事務所用)をダウンロードしてください。)

- 作成システム [1jimuho_X64.zip](#) (2.3MB)

⑥ここで「事業実績報告作成システム」がDL出来ます(1事務所の場合)。